第５章　計画の推進に当たって

１　協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域に生活している市民です。住み慣れた地域で支え合い、助け合う社会を実現するためには、行政や社会福祉協議会の取組だけでなく、地域住民との協働が必要不可欠です。

また、地域における多様な福祉ニーズに対応するためには、地域の中で活動する自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO 法人、福祉サービス事業者等の担い手が、相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが必要です。

（１）市民の役割

市民は、福祉サービスの利用者であるとともに、自らが地域福祉の担い手でもあります。市民一人一人が地域や福祉に対して関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有し、主体的に地域福祉活動に参加することが求められています。

また、自らの地域を知り、地域で起こっている様々な問題を、地域の中で解決していくための方策を話合い、声掛けや挨拶、見守りなど、日常的に近隣住民同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが期待されます。

（２）自治会、自主防災組織等の役割

自治会等は、市民にとって最も身近な地域関係団体です。地域で起こっている様々な問題を住民同士の話し合いなどにより、解決に導いていく仕組みづくりが求められています。

また、支え合い・助け合い活動には、自治会単位等のお互いの顔が見える関係が重要であり、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携を図りながら地域福祉を推進していくことが期待されます。

（３）民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、身近な地域において、相談や困りごとを抱えた人に様々な支援を行い、安心して暮らすことができるまちづくりを進めるための重要な役割を担っています。少子化や核家族化によって地域のつながりが薄れる中、高齢者や障害者、子育てや介護をしている方などが、周囲に相談できず孤立しないよう、身近な相談相手として支援を行うとともに、見守り活動を通じて市民の福祉ニーズや生活課題を把握し、市や社会福祉協議会、関係機関等の福祉サービスへつなげるパイプ役としての機能も期待されています。

（４）ボランティア団体、NPO 法人の役割

ボランティア団体や NPO 法人は、柔軟な企画運営が可能なことから、多様な視点と価値観により、内容とサービスの充実を図り、それぞれの特徴を生かした活動を実践することで、公的サービスによっては満たすことができない福祉ニーズに対応し、生活課題を充足することが期待されています。

（５）福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが求められています。

また、福祉施設等においては、社会福祉の専門機能を生かし、ボランティア体験や様々な人との交流など、人材育成の場としての役割が求められるとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されます。

さらに、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や市民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画なども期待されています。

（６）市の役割

市は、地域福祉計画に基づき、市民や地域、関係団体等の自主的な活動を促進し、地域福祉力の向上を図るとともに、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

また、保健・福祉分野を始め、環境、教育、防災、防犯等、様々な分野の関係部署や関係機関と連携を図りながら、横断的な施策の推進に取り組みます。

（７）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。そのため、地域福祉推進の中心的存在として、地域福祉活動計画に基づき、地域福祉活動への住民参加の促進やボランティアの育成・振興、福祉教育の推進など、様々な取組を行います。

また、市民、地域関係機関、団体、事業者等との調整役となるとともに、社会福祉協議会の組織の機能強化を図り、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応して、迅速かつ積極的な事業展開を図ります。

２　計画の進行管理体制

（１）熊谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の設置

地域福祉に関わる各種関係機関や団体の代表、公募による市民代表、学識経験者等による推進委員会を設置して、本計画の進捗状況の評価及び計画推進に必要な事項を協議します。

（２）熊谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議の設置

市と社会福祉協議会の関係部署で組織した推進会議を設置して、本計画の進捗状況に関する調査を行い、推進委員会へ報告するとともに、必要な資料の提供を行います。

３　計画の評価

（１）事業進捗状況の管理

年１回程度、主に数値項目の達成状況を評価指標として、事業担当課による進捗状況の管理・評価を行います。

なお、評価指標の現状値は令和４年度、目標値は令和 10 年度時点の数値を掲載していますが、数値項目の設定等は、計画期間途中においても、状況に応じて、適宜、見直しを行うものとします。

（２）計画の評価

本計画の計画期間中、中間年度及び最終年度において、推進会議での点検・評価を経て、推進委員会が計画全体の最終評価を行うものとします。